

2008年4月17日 「自衛隊イラク派兵差し止め訴訟違憲判決」現場実況中継

自衛隊イラク派兵差し止め訴訟 原告 津田秀一

すでにマスコミの報道でご存知だと思いますが、2008年午後2時頃、名古屋高裁において「自衛隊イラク派兵差し止め訴訟」の控訴審判決があり、原告の一人として傍聴及びその後の報告集会に参加してきましたので、報告します。

(判決主文)

控訴棄却、控訴費用は控訴人の負担とする。

(3件とも；第1次～第5次訴訟、天木直人氏分離裁判、第6次訴訟の控訴審判決が一括で行われた)

(判決要旨)

- 航空自衛隊がバグダッドで武装した兵員を輸送していることはイラク特措法2条2項(戦闘行為)、同3項(戦闘地域での活動)、及び憲法9条1項に違反する。
- 国民の平和的生存権も認められる場合がある。
- 損害賠償、自衛隊の派兵差し止めは認められない。
- 天木氏がレバノン大使を辞めたのは、小泉政権のイラク派兵に反対したために、辞めるように圧力がかかり、やむなく退職届に署名したものであり、その悔しさは理解できるが、最終的には自ら退職したのであるから仕方が無い。

(解説・実況報告)

屋過ぎに高裁前に着くと、小雨の中、原告や支援者が傘をさして大勢集まっている。受付で確認すると、僕の出廷券は確保されていた。高裁1号大法廷にも入りきれない人数なので、外で判決を待つ人たちも大勢いる。50代、60代、70代の人々が多い中で、池住

原告代表の授業を受けている南山大学の学生たちが目立つ。

弁護団の川口事務局長。「勝つのは難しいが、どこまで憲法判断をし、自衛隊のイラク派兵の違法性に踏み込むか、に注目したい。主文だけ聞いてがっかりしないで、判決要旨もきちんと聞きたい。」

1時20分となり、傍聴者が弁護団と共にテレビカメラの前を歩いて入廷。傍聴できない人たちが両側で見送ってくれる。

傍聴席の最前列中央に着席。右側には国側の弁護士や官僚たちが5、6人。見慣れた顔だ。左側は原告や弁護団が50人くらいぎっしりと埋めている。傍聴席も満員だ。

廷吏から、法廷内にテレビカメラが入っているが、写りたくない人も判決言い渡し中は退廷出来ない、との注意がある。

3人の裁判官入廷。全員起立で迎える。

着席。しばらく沈黙が続く。裁判官たちも座ったまま何も言わず、前方を見据えている。

「何だこれは。こんなのは初めてだ」と思いながら待つ。1分間くらい静寂が続いたあと、裁判長が身じろぎし、係員が「第1次～第5次自衛隊イラク派兵差し止め訴訟、天木分離裁判、第6次訴訟の控訴審判決」である旨を宣言する。

続いて裁判長による判決の言い渡し。これは3件分で1、2分で終了。いずれも控訴棄却だ。名目上は敗訴。

続いて判決要旨の朗読。この判決文を作成した青山裁判長は3月で退官し、判決は新任の

高田裁判長によって代読された。代読のためか、ところどころつかえながらの早口の朗読で聞き取りにくい。

最初は何を言いたいのかよく分からない。「憲法9条は必要最小限の武力の行使は許している。海外派兵も武力行使目的でないものは許される。」などと言っている。

次いで「武力行為を行う部隊と一体となって活動することは許されない。一体となっているかは地理的關係、相互の密接性を見なければならない。戦闘行為の有無は個別具体的に判断すべき。平成15年5月のブッシュ大統領による戦闘終了宣言後も特にファルージャ、バグダッドにおいて戦闘が行われてきた。イラク武装勢力と多国籍軍の戦闘は単なる治安維持活動ではなく、双方組織的に闘っており、多国籍軍によるイラク攻撃の延長であり、国際的な武力紛争が行われていると判断できる。特にバグダッドは戦闘地域である。近代戦争においては補給活動は重要な軍事活動の一環であり、航空自衛隊が行っている武装した兵員を輸送している活動は、イラク特措法2条2項（戦闘行為）、同3項（戦闘地域での活動）、及び憲法9条1項に違反する。」

若手の弁護士二人が「画期的判決」「違憲判決」の垂れ幕を持って駆け出す。法廷外から「オー」という歓声と拍手が法廷内にまで聞こえてくる。

「平和的生存権は政府が憲法違反を行い、平和憲法下で平和的な生活が侵害されるときには自由権、社会権との関係で認められるべきである・・・」

20分ほどで裁判は終了し、近くの桜華会館に移って報告集会。

司会の山本さんや、弁護団から憲法違反判決が下された、実質完全勝訴との報告がなされるたびに拍手が鳴り止まない。以下、発言者の一部を紹介。

内河弁護団長「私は70歳になる。弁護士になって最初の裁判は四日市公害訴訟だった。

法廷で涙が出たのはこのとき依頼だ。裁判官は命を懸けて、職を賭して判決を書いてくれた。」

天木直人さん。「歴史的な判決。これほどの判決は無い。実質的完全勝利。裁判長に敬意を表したい。天木が自分で勝手に辞めた、という外務省の虚偽が証明されただけでも嬉しい。傍聴席で私の為に泣いてくれた人がいた。それだけで報われる。内河弁護団長が裁判には3つの要素があると言われた。世論、弁論、理論。これを成し遂げた。」

川口弁護団事務局長。「最初から逃げることなく、憲法判断に向った判決。長沼ナイキ訴訟以来の自衛隊に対する違憲判決。長沼は高裁で逆転したが、今日の判決は高裁判決であり、国側は名目的には勝訴なので上告できず、この判決が確定する。平和憲法制定後61年にして初めての確定違憲判決である。明日、上京し、賛同してくれた国会議員に報告する。」

池住原告代表。「私の人生で誇りを持って語れる日。平和憲法を持つ国民として誇りをもって語れる。3268名の原告とともに4年2ヶ月にわたって闘って来た。この判決を持って国の違法行為をいかに止めさせるかが今後の闘いだ。」

(独白)

やはり、画期的判決は定年を控えた裁判長によってなされた。画期的判決である。これは素直に喜びたい。しかし、このような誰が見ても当たり前の判決が、定年間際の裁判官にしか出せない、と言うことに不満を感じる。内河弁護団長が言っていた。青山さんは定年退職したが、残りの二人の裁判官が心配だ。やはり、ヨーロッパ並みに日本でも裁判官の組合を作らなければひらめ裁判官は減らないであろう。

以下は原告として3裁判官に提出した私の意見書の一部です。

「そして平和憲法の下でのまっとうな自衛隊に改組するのです。小田実が言っていたように、災害救援隊として改組するのです。国内の災害はもとより、海外へも災害救援に出かける組織にするのです。もちろん、軍備を持たずに出かけます。戦争ではなく、本当の人道復興支援を行うのです。そうすれば日本は世界から認められます。尊敬されます。アジアからも歓迎されます。警戒感は持たれません。アジアの緊張は緩和されます。そのような尊敬される日本をどこが侵略することが出来るでしょうか。一方で、コスタリカがやっているような平和外交を進めるのです。海外で、特に周辺諸国で紛争が起きたり起きそうなきには、積極的に和平の仲介役になるのです。軍備を持たない、海外災害救援国の言うことですから、仲介にも説得力があります。

一方で東アジア共同体、アジア連合、と域内で戦争が出来ないような条約を結んでいきます。EUのような連合体を作るのです。そうして世界中が戦争が出来ない地域になれば、最後はアメリカだけが残りますが、一国では戦争をしようにも相手がありません。必然的にアメリカも軍備を縮小するでしょう。世界は平和になります。

三権分立していることを実証してください。日本では裁判官に組合が無いために、全うな判決を出した場合には最高裁によって、不利な人事をされるかもしれません。しかし、命まで奪われるわけではありません。法律と良心に従って判決を書いてください。法律に違反し、良心に恥じる判決を出した場合には、たとえ出世したとしても後味が悪いでしょう。行政の追認をするだけならば、裁判所の存在意義はありません。

今、日本は岐路に立っていると思います。平和へと舵を切りなおす判決を切にお願いします。自衛隊違憲判決です。自衛隊のイラク派兵違憲判決です。歴史的な判決です。あなた方三人は名裁判官として、永久にその名が残るでしょう。」